

佐監第50号の13  
令和4年11月14日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理  
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊  
佐倉市監査委員 石 渡 康 郎

### 令和4年度財政援助団体等監査報告

佐倉市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

#### 記

#### 第1 監査の対象団体及び所管課

##### 1 補助金交付団体

佐倉商工会議所

所管課 産業振興部商工振興課

##### 2 出資団体

公益財団法人佐倉緑の基金

所管課 都市部公園緑地課

##### 3 公の施設の指定管理者

###### (1) ワイエム総合サービス株式会社

(北志津児童センター、北志津児童センター学童保育所外7学童保育所指定管理者)

所管課 こども支援部こども保育課

###### (2) 社会福祉法人愛光

(南部児童センター、根郷学童保育所外6学童保育所指定管理者)

所管課 こども支援部こども保育課

#### 第2 監査の着眼点及び方法

財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかについて、監査等の対象ごとに、次の着眼点に基づき監査を実施するほか、佐倉市監査基準に準拠し、実査、確認、証憑突合、帳簿突合、質問等、通常実施すべき手続を選択し適用した。

なお、着眼点は以下のとおりである。

#### 1 補助金交付団体

- (1) 補助金等に係る申請手続は、適正に行われているか。
- (2) 補助金等に係る事業は、目的に沿って計画的に執行され効果を上げているか。
- (3) 補助金等に係る会計経理は、適正に行われているか。
- (4) 補助金等の精算は、適正に行われているか。

#### 2 出資団体

- (1) 出資目的に沿った事業運営が行われているか。
- (2) 定款及び諸規程は、整備されているか。
- (3) 資金の運用は、適切に行われているか。
- (4) 財務諸表は、法令等に準拠して作成されているか。

#### 3 公の施設の指定管理者

- (1) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (2) 公の施設の利用促進のための努力は、なされているか。
- (3) 公の施設の管理に係る会計経理は、適正に行われているか。
- (4) 事業の実施は、事業計画書に基づき適切に行われているか。

#### 4 所管課

- (1) 補助金等に係る交付手続は、適正に行われているか。
- (2) 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。
- (3) 出資目的及び出資金額等は、妥当か。
- (4) 出資団体の経営及び財政状態を把握しているか。
- (5) 指定管理者に対し、適切に報告を求め、審査又は実地調査を実施し、必要に応じ適切な指示を行っているか。

### 第3 監査の日程

令和4年7月14日から同年11月11日まで

### 第4 監査の範囲

- 1 財政的援助にかかわる出納及び事務
- 2 団体の出納及び事務

## 第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。

- ※ 指摘事項 : 法令等に違反し、若しくは不当と認められるため、是正を求める事項又は経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項（措置結果の報告を求める）
- ※【措置済み】 : 軽微な事項で、監査結果確定までに改善策を講じたもの
- ※ 意見 : 法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項について、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員の提言として表明する事項（対応状況の報告を求める）

### 1 補助金交付団体

#### ア 指摘事項

提出書類の記載について（佐倉商工会議所）

佐倉商工会議所補助金交付要綱に基づき市に提出された書類の一部に記載誤りが認められた。

提出書類については、適正な補助金交付を行うためのものであることから、今後は、正確な作成に努められたい。

#### イ 意見

常議員の交通費の支出根拠について（佐倉商工会議所）

常議員に対して交通費を支給しているが、前回と変わらず、何ら規程のないまま慣習化している。費用弁償的なものであっても、支出根拠の明確でない支出は経理の透明性を欠くこととなる。早急に支出根拠を明示されたい。

### 2 出資団体

#### ア 指摘事項

提出書類の記載について（（公財）佐倉緑の基金）

予算に関する提出書類の一部に記載誤りが認められた。

提出書類については、同団体の適正かつ円滑な事業運営を確保するためのものであることから、今後は、正確な作成に努められたい。

#### イ 意見

基金の運営について（（公財）佐倉緑の基金）

基金の運営は、収入の8割超である基本財産運用益により行われているが、低金利が継続されている状況下では、収入の増加が見込めるものではない。安定した運営のため、基本財産運用益以外の収入源を確保されるよう、引き続き検討されたい。

### 3 公の施設の指定管理者

#### (1) ワイエム総合サービス（株）に関する事項

##### 指摘事項

(ア) 提出書類等の記載について（こども保育課、ワイエム総合サービス（株））

協定書及び業務基準書に基づき市に提出された提出書類及び市からの通知文において、一部記載誤り等が認められた。

提出書類等については、施設の適正かつ円滑な管理運営を確保するためのものであることから、今後は、正確な作成に努められたい。

(イ) 指定管理者が行う広報活動について（ワイエム総合サービス（株））

指定管理者が行う広報活動に関するガイドライン（協定書別紙6）によると、Webサイトの管理について、指定管理者であることと、指定期間を明記することとされている。しかしながら、Webサイトに指定期間の記載がされていなかった。記載するよう変更されたい。【措置済み】

#### (2) （福）愛光に関する事項

##### 指摘事項

提出書類の記載について（（福）愛光）

協定書及び業務基準書に基づき市に提出された提出書類の一部に記載不備が認められた。

提出書類等については、施設の適正かつ円滑な管理運営を確保するためのものであることから、今後は、正確な作成に努められたい。